

Sarabetsu

広報さらべつ 7月号
Public Relations Sarabetsu 2017 vol. 658



特集 運動会・体育祭

6/12 更別小学校大運動会



3 6/28 高齢者運動会



運動会・体育祭

勝利を目指し躍動する姿

数々のドラマが誕生



6/10

5/28 更別中央中学校体育祭



上更別小学校・幼稚園合同運動会

国民健康保険税が改正されました

地方税法施行令などの改正により、低所得者に対する軽減措置として軽減判定所得の見直しが行われました。これらの改正は、平成29年度以後の国民健康保険税に適用となります。

被保険者均等割額・世帯別平等割額の減額判定所得の見直し内容

区 分	改 正 前	改 正 後
5 割減額	上記の所得の合算額が、33万円＋〔26万円 5 千円×（世帯主を含む国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯	上記の所得の合算額が、33万円＋〔27万円×（世帯主を含む国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯
2 割減額	上記の所得の合算額が、33万円＋〔48万×（世帯主を含む国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯	上記の所得の合算額が、33万円＋〔49万円×（世帯主を含む国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯

※「特定同一世帯所属者」とは、75歳に到達したことで国保の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者となった方で、国保の資格喪失日の前日から引き続き同じ世帯に所属している方をいいます。

(注)減額判定に用いる所得金額は、65歳以上の方で公的年金などの所得がある場合、その所得金額から15万円を差し引いた額となります。また、個人事業主の方であれば所得金額に専従控除額を加えた額、専従者であれば専従者給与を除いて計算した金額が軽減判定に用いられます。

減額判定所得の具体例（2人世帯の場合）

● 5 割減額			
改正前	33万円＋（26万 5 千円× 2 人）＝86万円以下	改正後	33万円＋（27万円× 2 人）＝87万円以下
● 2 割減額			
改正前	33万円＋（48万円× 2 人）＝129万円以下	改正後	33万円＋（49万円× 2 人）＝131万円以下

● 問い合わせ 役場住民生活課住民税係 ☎52-2112

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が更新されます

75歳以上の方や、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は1年間です。そのため、毎年更新を行う必要があります。

現在、ご使用いただいている保険証の有効期限が平成29年7月31日で満了となるため、8月以降は使用することができなくなります。

新しい保険証は、7月中に送付しますので、お手元に届きましたら、現在使用している保険証（水色）を破棄し、新しい保険証（黄色）をご使用ください。

※新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。また、紛失したときや汚れてしまったときは再交付を行いますので、役場保健福祉課国保医療係までお申し出ください。

新しい保険証の色は黄色です

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 平成30年 7月31日		
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7	
住 所	広域市連合町1丁目	
氏 名	広域 太郎	男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日	
発給年月日	平成20年 4 月 1 日	
発給曜日	平成20年 4 月 1 日	
交付年月日	平成29年 7 月 1 日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合	

減額認定証も更新されます

現在使用している減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の有効期限が平成29年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期限は、保険証と同じく1年間です。引き続き、交付対象に該当する方には7月中に保険証とともに送付しますので、8月以降は現在使用している減額認定証（黄緑色）を破棄し、新しい減額認定証（オレンジ色）をお使いください。

また、左の要件に該当し、新たに減額認定証が必要となる方は、役場保健福祉課国保医療係へ申請を行ってください。8月以降も随時受け付けをします。

区分Ⅰ	区分Ⅱ
世帯全員の所得が0円の方(※)	世帯全員が住民税非課税の方
世帯全員の所得が0円の方(※)	世帯全員が住民税非課税の方
老齢福祉年金を受給されている方	世帯全員が住民税非課税の方

※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方

医療費通知を全受診者に送付します

医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者のみなさんへ送付します。発送日は、9月と翌年3月の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※この通知はみなさんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診断など、みなさんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

● 問い合わせ 役場保健福祉課国保医療係 ☎53-3000

開村 70 周年記念事業

『ご当地ナンバープレート』デザイン募集

開村70周年記念事業として軽自動車(村でナンバーを発行しているバイクやトラクターなどの)『ご当地ナンバープレート』を作成します。

現在、村民のみなさんからデザインの募集を行っており、締切が間近となりました。更別らしさを感じるデザインをお待ちしています！

先に全戸配布している応募用紙にデザインと必要事項を記入し、役場住民生活課資産税係へ郵送または持参して提出ください。

● 問い合わせ 役場住民生活課資産税係 ☎52-2112

更別村 デザインコンテスト

デザインコンテストのチラシ・応募用紙は村ホームページからダウンロードが可能です。



たくさんのご応募
お待ちしております

締切間近！
募集期間
7月31日(月)まで

検 索

月々の負担上限が変わります

介護保険 高額介護サービス費

平成29年
8月から

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割(一定所得以上の方は2割)の負担を利用者のみなさんに求めています。なお、上限を超えて支払いを行った場合には、超えた分が払い戻されます。

今回の改正では、高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービス利用の有無の公平性や負担能力に応じた負担をお願いする観点から、第4段階の方の負担上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。

1対象になるサービス費用

- ◆自宅で利用するサービス
- ◆施設に通所や宿泊して利用するサービス
- ◆施設に入所して利用するサービス

2対象にならないサービス費用

- ◆福祉用具購入費の利用者負担額
- ◆支給限度額を超える利用者負担額
- ◆住宅改修費の利用者負担額
- ◆居住費(滞在費)・食費・日常生活費など

3申請が必要です

本人または家族の方などからの申請によって支給が行われます。支給は口座振込で行います。

4利用者自己負担上限額

利用者負担の上限は、要介護者の所得などに応じて右の表のとおり定められています。

利用者負担段階		平成29年7月までの負担上限額(月額)	平成29年8月からの負担上限額(月額)
区 分	対象者		
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方及び生活保護を受給している方	15,000円	15,000円
第2段階	住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円	15,000円
第3段階	住民税非課税世帯の方で上記2段階以外の方	24,600円	24,600円
第4段階	上記及び下記以外の方	37,200円	44,400円(※)
第5段階	課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合383万円)以上などの現役並み所得に相当する方	44,400円	44,400円

※介護サービスを長期間利用している方に配慮し、世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられ、年間を通して負担額が増えないようにされます。

(注)世帯に2人以上介護保険のサービスを受けている方がいる場合は、自己負担額を人数分合算して上限額の差額を支給します。表中の第1・2段階は個人の上限額ですので、世帯合算の場合は計算方法が異なります。

●問い合わせ
役場保健福祉課介護保険係 ☎53-3000

平成29年4月分より

「児童扶養手当」の支給額が変更されました

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、また、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(支給には要件や所得制限があります)。

※児童扶養手当は4月・8月・12月に前4か月分が支給されます。

支給額について

消費者物価指数の変動に伴い、児童扶養手当の支給額(月額)が平成29年4月分より下記のとおり変更されました。

子どもの人数による区分	変更前	変更後(平成29年4月から)
子どもが1人の場合	【全部支給】 42,330円 【一部支給】 42,320円～9,990円(所得に応じて決定)	【全部支給】 42,290円 【一部支給】 42,280円～9,990円(所得に応じて決定)
子どもが2人目の加算額	【全部支給】 10,000円 【一部支給】 9,990円～5,000円(所得に応じて決定)	【全部支給】 9,990円 【一部支給】 9,980円～5,000円(所得に応じて決定)
子ども3人目以降の加算額 (1人につき)	【全部支給】 6,000円 【一部支給】 5,990円～3,000円(所得に応じて決定)	【全部支給】 5,990円 【一部支給】 5,980～3,000円(所得に応じて決定)

8月は児童扶養手当現況届の提出月です

児童扶養手当の支給を受けている方は、毎年8月中に児童扶養手当現況届などを提出する必要があります。また、下記に該当する方については、児童扶養手当現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届出書」も提出する必要があります。

- ①支給開始月から5年を経過する予定の方
 - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
 - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方(※)
 - ④既に上記①～③の期間を経過した方
- (※)平成29年8月から平成30年7月までの間に期間を経過する方が対象です。
- ・該当する方については、7月末頃に郵便で個別に案内します。
 - ・提出がない場合には手当額の一部または全部が停止される場合があります。

●児童扶養手当現況届の提出先、その他児童扶養手当に関する問い合わせ
〒089-1531 更別村曙町 福祉の里総合センター内
役場子育て応援課子育て応援係 ☎53-3700



更別村
地域おこし協力隊がゆく



今日のミッション
どんぐり推進部会って？

どんぐり推進部会の活動内容

村内に住んでいてその名を知らない人も多かもしれませんが、村や農協、商工会、さらべつ産業振興公社、高校などによって構成される団体で、主に次の事業を行っています。

- ・特産品の開発、研究、支援、販売、普及
- ・地域振興を目的とする団体などとの協調、連携
- ・イメージキャラクターどんちゃんマークの普及
- ・地域産業の振興

など

現在、協力隊が行っていることは、さらべつさんうどん(生麺)の製造、イメージキャラクター「どんちゃん」の普及活動、どんちゃんグッズの制作。そのほかにも、特産品の開発・研究などを行っています。どんちゃんグッズや特産品は開発が進まないこともしばしば…。しかし、みなさんからの「こういうものが欲しい!」「もっとこうした方が良いんじゃない?」というアドバイスが新しいアイデアのヒントになることもあるんです。

ほかにも、どんちゃんマークを看板や商品パッケージに活用したい!などのご要望がありましたら、申請も随時受け付けておりますので、気軽にお問い合わせください!

●問い合わせ
どんぐり推進部会事務局(ふるさと館内) ☎52-2211



認知症の方が安心して暮らせる まちづくりについて～認知症を知る～

高齢になれば体力が低下するのと同様に、脳の機能も低下します。認知症は長生きをすれば発症する可能性が高い病気です。多くを占めているのがアルツハイマー型認知症ですが、現在、根本的な治療法はありません。そう言われると少し不安に感じるかもしれませんが、**一人ひとりが正しい知識を持ち、地域全体で理解して支援することができれば、認知症になっても安心して暮らすことができます。**そこで今回は、認知症とはどのような病気なのかを説明します。

「認知症」とは？

さまざまな原因で脳の細胞が死ぬ、または働きが悪くなることによって、**記憶・判断力の障害が起こり生活(社会生活・対人関係)に支障が出ている状態**をいいますが、**決して「何もできなくなる、何もわからなくなる」病気ではありません。生活に支障が出ている部分に手助けがあれば、問題なく生活ができます。**

主な症状



理解力・判断力の低下

- ・新しいことが覚えられない
- ・考えるスピードが遅くなる

見当識障害

- ・日にちや時間がわからなくなる
- ・数分前にしていたことを思い出せない

記憶障害

- ・同じことを何度も言う、聞く
- ・家族の顔がわからなくなる

実行機能障害

- ・ものごとの段取りが立てられない
(料理ができなくなる…など)

認知症は予防・早期発見・早期治療も大事！

他の病気と同様に、認知症も予防・早期発見・早期治療が大切です。運動不足・塩分の摂り過ぎ・喫煙などが深く関わっているため、若いときからの生活習慣病予防が大切です。

症状が軽い段階で受診をすれば、進行を遅らせたり、場合によっては改善することができます。自分自身や家族、友人、ご近所の方で「もしかしたら…」と思われる症状に気づいたら、**かかりつけ医**や**地域包括支援センター**に相談しましょう。

地域包括支援センターとは？

高齢者やその家族が、住み慣れた更別村でいつまでも自分らしく安心して暮らせるよう、健康や生活など、あらゆる面からサポートするための総合相談窓口です。悩み・疑問など、お気軽にご相談下さい。

場 所：福祉の里総合センター(保健福祉課)

時 間：平日 8：30～17：15(12：00～13：00は昼休み)

職 員：保健師(竹村)、社会福祉士(佐々木)

次回は11月号にて「**地域で認知症の方を見守ること**」について掲載します。

●問い合わせ
更別村地域包括支援センター(保健福祉課) ☎53-3000

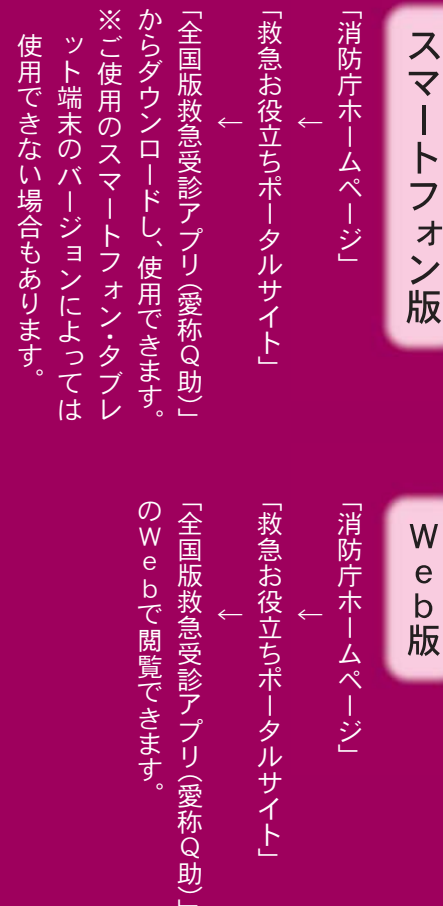
更別消防署からのお知らせ

救急受診アプリ「Q助」を「活用ください

近年、救急搬送件数は高齢化の進展などにより右肩上がりに増加しています。このような状況が続けば、真に対処が必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出る可能性があることから、緊急度を判定できるツールの検討を行ってきました。そこで開発されたのが救急受診アプリ「Q助」です。緊急度判定に加え、利用できる医療機関や受診手段の情報提供といった機能も備えています。使用にはスマートフォン版とWeb版が用意されており、5月25日より提供を開始しています。

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応項目が、緊急性をイメージした色とともに表示されます。その後、119番通報や医療機関の検索、受診手段の検索を行うことができるようになります。緊急性の判断を支援するものとなっています。

「Q助」の使用方法



火事、救急、救助は119番へ

携帯電話通報時の注意事項

- 1 通報後に、消防から通報者に問い合わせをする場合がありますので、通報後も携帯電話の電源を切らないでください。
- 2 自動車などの走行中の場合は、必ず安全な場所へ停車させてから通報してください。
- 3 自分の携帯電話の番号を言うようにしてください。

消防署からのお願い

火事や救急車の出動指令は帯広市に配置した指令センターに一元化したため消防署へ直接電話するのではなく、**必ず119番通報**を行ってください。また、十勝の全市町村の通報を1か所で受け付けますので、より早く場所を特定するため、場所を告げるときは市町村名から伝えてください。

迅速な対応が
取れるよう
「119番」通報に
ご協力ください



●問い合わせ とかち消防広域事務組合更別消防署 ☎52・2201



上更別幼稚園で毎年恒例の交通安全教室が開催されました。横断歩道の渡り方などを学ぶため、保護者や先生と一緒に実地訓練を実施。左右の確認といった基本動作や信号が点滅した際の渡り方などを学び、一生懸命周りに気を付けながら市街地を歩きました。

その後、帯広警察署の高田巡査部長を招き、紙芝居を使って楽しみながら簡単な交通ルールを学びました。

星更別駐在所長は「今日は保護者や先生と一緒にでしたが、これからは1人で渡る場面もあるので練習しておきましょう」と園児たちに呼びかけていました。

6/20

交通ルールを学んだよ



更別村開村70周年記念事業として、さらべつかしわ太鼓保存会がふるさと館で25周年記念演奏会を開催しました。

演奏会には保存会の会員やOB、友好姉妹都市の東松島市で活動を行うコーラスグループ「ハラハラシンガーズ」などが参加。保存会は、太鼓を2人で挟んで打ち合う「三宅」など計9曲を披露し、ハラハラシンガーズはこの日のために練習した「更別村歌」や「上を向いて歩こう」などを歌い会場を大いに盛り上げました。

このほかにも保存会25年の歴史を振り返るパネル展示や特産品の販売コーナーなども用意され、大盛況となりました。

6/25 更別村開村70周年記念事業 がしわ太鼓保存会25周年記念演奏会を開催



前地方創生担当大臣の石破茂衆議院議員が更別農業高校を訪れ、国の交付金などを活用して生徒と企業が共同開発を行ったスープなどの試食を行いました。

西山村長が村の概要と「熱中小学校」関連について説明。共同開発した3種のスープの開発経緯や工夫などを生徒が説明した後、調理室へ移動しスープやヨーグルト、ピネガソースなどの試食を行いました。

試食を行った石破議員は「予想以上に美味しい。価格以上の満足感が得られる」などと試食の感想を述べられました。この評価を受け、開発に携わった生徒たちからは笑顔がこぼれていました。

6/25

共同開発のスープなどを試食



協和区にある中山牧場跡で第7回更別和牛共進会が開催され、丹精込めて育てられた18頭の黒毛和牛が出品されました。

共進会は品質向上を目的に更別和牛改良組合の主催で開催。開会式では、稲垣益宏組合長が「更別和牛の知名度と品質の向上を目指しましょう」と述べられました。

出品された18頭は、月齢の違いなど3部門に分けられ、肉付や発育状況などを審査され、一般社団法人北海道酪農畜産協会家畜登録改良部課長の岸大輔審査員から詳しい審査基準の説明や上位の和牛に対して賞賛の言葉が贈られていました。

6/5

さらべつ和牛の共進会を開催



村内を花できれいに彩ろうと、村と村環境美化推進協議会の共催で花いっぱい運動が開催されました。

平日の夕方にもかわらず、101名の方が参加。開会式で村環境美化推進協議会の増田和人会長が「今年も旧診療所の花壇には更別農業高校の生徒が考えたデザインを採用しました。潤いと安らぎが感じられる村を目指し植栽を行いましょ」と挨拶。参加者は村道更別停車場線の中央分離帯と旧診療所の花壇に約6500本もの花の苗を植えていきました。

植栽された花は秋ごろまで通行する方の目を楽しませ、村を華やかに彩ってくれそうです。

6/13 詐欺被害の防止に向けて

高齢者のみなさんが消費生活に関する詐欺などの被害にあわないよう、村の消費生活相談員を務める2名の方が講師となり、消費者出前講座がシルバーハウジングの団らん室で開催され、14名の方が参加しました。

ここ数年、被害件数の増加がみられる「オレオレ詐欺」などを詳しく知ってもらうために寸劇や消費生活に関するカルタなどを行い、詐欺について学びました。

相談員の方は「年々詐欺の手口は変化を遂げている。ちょっとした怪しいなと感じた場合にはすぐに相談することが大切」と被害にあわないためのアドバイスを送りました。

6/12 村を花でいっぱい



更別幼稚園で火災の発生を想定した避難訓練が実施され、訓練後には消防車や救急車の見学や消防職員の仕事について学びました。

避難訓練では、園児たちが非常ベルに続き担任教師の誘導で建物から一斉に飛び出してきました。避難場所の園庭に素早く集まることで、その行動は本番同様の緊張感に包まれていました。

訓練を終えた園児たちは、普段乗ることのできない消防車や救急車に乗せてもらったり、子ども用の防火服を身にまとい放水体験を行うなど、貴重な体験に楽しそうな表情を見せていました。

6/14

更別幼稚園で避難訓練を実施



お知らせ

家畜商講習会を開催

北海道では、家畜商講習会を開催します。講習を修了することで家畜商免許が取得できます。詳しい内容などは役場産業課へお問い合わせください。

●対象
家畜取引業務(売買・交換・あっせん)に従事しようとする方

●日時
11月16日(木)～17日(金)
両日とも9時00分～17時00分

●場所
札幌市 北海道庁

●講習手続・受講料

所定の願書(北海道のホームページからダウンロードするか、十勝総合振興局から取り寄せ)に北海道収入証紙3,550円分を貼り付け、役場産業課へ提出してください。

●申込期限

9月15日(金)

●その他

獣医師免許などの免許を所有する方は、一部講習が免除されます。

●問い合わせ

役場産業課畜産係 ☎52-2115

災害から命を守るため 気象警報が生まれ変わります！

気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の4つの改善を予定しています。

①5日先までの大雨警報などの発表の可能性を[高][中]の2段階で提供します。

②警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。

③これまで大雨・洪水警報などの発表基準に用いてきた雨量に代えて、災害発生と結びつきが強い「指数」(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)を用いるようにします。こ

れにより、よりの確な警報・注意報を提供します。

④大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示します。これらの改善した情報は、①と②は5月17日から、③と④は7月上旬から気象庁ホームページでご覧いただくことができますようになります。

●問い合わせ

釧路地方気象台 ☎0154(31)5146

7月17日は 北海道みんなの日

北海道みんなの日とは、北海道に暮らすみなさんが北海道の歴史や風土、文化、産業などを見つめ直し、北海道の価値を再確認し一体となってより豊かな北海道を築いていくことを目的に制定された北海道の新しい記念日です。日にちは、松浦武四郎が明治政府に「北加伊道」の名称を提案した7月17日に設定し、愛称は「道みんなの日」となりました。

●道みんなの日の主な実施事業

◆7月17日は、記念式典を道議会議場で開催します。

◆博物館や美術館などの道立施設を無料開放します。

◆道内の小中学校において、北海道にゆかりのある偉人について学び授業を実施します。

◆道内各地においてイベントを開催します。

●問い合わせ

北海道総合政策部政策局

☎011(204)5106

ご存知ですか？ 「中退共」の退職金制度

中小企業退職共済は全国で100万社以上の中小企業が利用し、国が支援する退職金制度です。詳しくはホームページをご覧ください。

●加入するとこんなメリット

◆国から掛け金の助成を受けられます。

◆掛け金は全額非課税で、手数料は

かかりません。

◆外部積立型なので簡単です。

●問い合わせ

中小企業退職金共済事業本部

☎03(6907)1234

ご存知ですか？ 筆界特定制度

筆界特定制度は、土地が登記された際にその土地の範囲を区画した線(筆界)について、現地における位置を特定する制度です。

「筆界」は、所有権の範囲を画する線と意味を除いて、一般的にいう「境界」と同じ意味で用いられています。

お隣の土地との境界について、その位置の認識が互いに違って困っているなど、事案によっては「筆界特定制度」を利用して解決できるかもしれません。

詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください。

●問い合わせ

釧路地方法務局帯広支局

☎24-5014

働き方改革推進に向けた 説明会を開催します

「ニッポン一億総活躍プラン」などにおいて、「働き方改革」は最大のチャレンジと位置付けられ、国を挙げて取り組むこととされており、北海道労働局では道内における働き方の見直しに向けた機運の醸成を図っているところです。

今般、以下の項目についての説明会を北海道庁との共催により、道内7か所で開催します。

●非正規労働者の処遇改善

来年4月には有期契約労働者からの本格的な無期転換申し込みが見込まれるため、キャリアアップ助成金の活用による処遇改善を行うなど、「無期転換ルール」の申し込みに向けた検討が必要です。

●女性活躍の推進

今年10月から改正育児・介護休業法が施行され、保育園などに入所できな

い場合は2歳まで育児休業が取れるようになります。

説明会の詳細については、北海道労働局ホームページ(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)でご確認ください。

●問い合わせ

北海道労働局雇用環境・均等部指導課

☎011(709)2715

協会けんぽからのお知らせ

●ジェネリック医薬品のご利用を

加入者のみなさんの薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料率の伸びが抑えられることから、協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。かかりつけの医師・薬剤師へジェネリック医薬品の処方について相談してみたいかがでしょうか。

●禁煙・分煙の取り組み

北海道は全国的にも喫煙率が高い地域です。協会けんぽ北海道支部では、喫煙対策を通じて加入者のみなさんの健康を守るさまざまな取り組みを行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

●問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部

☎011(726)0352

福祉職場説明会を 開催します

午前の部では就職活動に役立つ応援セミナー、午後の部では採用予定のある福祉職場の人事担当者と直接話すことができる個別相談会を実施します。

●開催日時

平成29年8月11日(金)

10時00分～15時30分

●開催場所

帯広市西5条南13丁目1番地

とかちプラザ1階

ギャラリー・大集会室

●内 容

【午前の部】10時00分～11時30分

相談会直前！応援セミナー

「出会いのチャンスを活かそう、増やそう」

定員30名 ※事前申込必要

【午後の部】13時00分～15時30分

個別相談会(受付15:00まで)

福祉職場人事担当者との個別説明、就職相談(25法人参加予定)

※事前申込不要、入退場自由

●問い合わせ

帯広市公園東町3丁目9番地1

帯広市社会福祉協議会

帯広市福祉人材バンク

☎27-2525

募集

自衛官を募集します

募集種目	募集資格	募集期間	試験日
航空学生	高 卒 (見込含) 海上自衛隊 21歳未満 航空自衛隊 23歳未満	7月1日 ～ 9月8日	1次 9月18日
一般曹候補生			1次 9月16日 17日
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満		9月24日
女子		試験日の 前日まで	9月25日 9月26日
男子			

●問い合わせ

帯広市西5条南14丁目NCサウスビル

自衛隊帯広募集案内所 ☎23-8718

刑務官を募集します

法務省札幌矯正管区では刑務官の採用試験を実施します。申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

●受験資格

昭和63年4月2日から平成12年4月1日生まれの方

●募集期間

7月18日(火)～7月27日(木)

●試験日

9月17日(日)

●申込方法

インターネットでお申し込みください。インターネットができる環境にない方は電話で申し込み方法をお問い合わせください。

●問い合わせ

法務省札幌矯正管区職員課

☎(011)783-5083

国民年金

年金請求書の手続漏れは ありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。

制度の開始は、平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ、請求手続をされていない方は、ねんきんダイヤルで電話予約をした上、最寄りの年金事務所にて手続を行ってください。

●問い合わせ

ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

帯広年金事務所 ☎25-8113

役場住民生活課戸籍窓口係 ☎52-2112

税

固定資産税、国民健康保険税 第1期納期限は7月31日(月)

固定資産税と国民健康保険税の第1期納入期限は7月31日までです。

納税には便利で確実な口座振替をご利用ください。

●問い合わせ

役場住民生活課資産税係・住民税係

☎52-2112

更別村こども夢基金

子どもたちが目標を持って、いきいきと夢に挑戦し、豊かな体験の充実を図る支援として更別村こども夢基金を設置しています。子どもたちの健やかな育ちをはぐくむ事業を支援します。

【対象事業】

- ・読書活動など健全育成に関する活動
- ・自然観察や社会奉仕など体験に関する活動
- ・宿泊学習など交流に関する活動
- ・芸能・芸術鑑賞などの活動
- ・その他村長が適当と認める事業

【対象者】

村内に住所を有する個人または団体

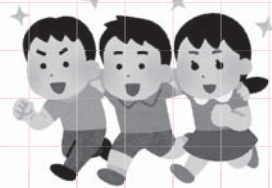
【対象経費】

会場使用料や報償費、消耗品費など直接的経費に限る

【助成金額】

事業費の8割以内とし、1事業100万円の上限(村予算の範囲内)

子どもたちの夢を応援しよう！



【募集期間】

平成30年2月1日(木)まで

【事業実績】

平成26年度

『あなたがうまれるまで 文化公演』

『ライフスキル講座～広告分析』

『茶道体験教室』

平成27年度

『茶道体験教室』

平成28年度

『秋のオープンガク堂cafe2016@さらべつ』

『茶道体験教室』

●問い合わせ

教育委員会事務局社会教育係 ☎52-3171

更別農業高校 ニュース

現場実習を終えて

農業科3年 佐伯 彩椰

私は5月31日から6月9日までの8日間、十勝夢想園様で実習を行いました。実習の前はうまくやれるか不安ばかりでしたが、花の選別やラベル付け、掃除、出荷準備などを体験して、いねいに花を取り扱うことの大切さなどを学ぶことができました。今回の現場実習はとても充実した体験となり、実習後は本当にやってよかったと感じています。私は将来花などの植物を扱う仕事をしたいと思っています。この経験を進路に活かせるように頑張っていきたいと思います。



生活科学科3年 中川 颯己

私はかつこう料理店様で実習をさせていただきました。実習に入る前からうまくできるか考えてしまい、とても緊張していましたが、経営者の渡辺様ご夫婦が優しく接してくださったのでその緊張もほぐれ、とても充実した実習となりました。初日にコップを割ってしまったことと細かいところができていなかったことが悔しいですが、実習後は細かなことにも目を向けられるようになり、大変勉強になった8日間でした。本当にありがとうございました。



人権擁護委員に藤澤裕美さんを委嘱

藤澤裕美さん(香川区)が、7月1日付けで法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

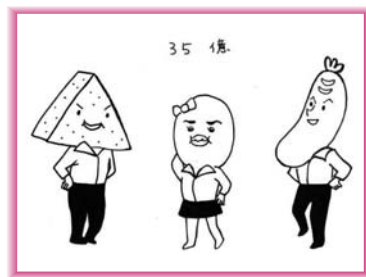
人権擁護委員は、日常生活のさまざまな問題、暴力やいじめなどの相談をお受けし、解決のお手伝いをします。お悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

なお、村には藤澤さんのほかに、塩田辰則さん(更別区)が委嘱を受けています。



ふじさわ 藤澤 裕美さん

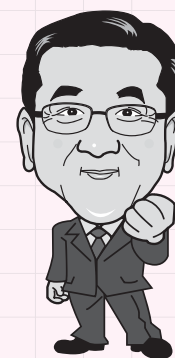
Atorie アトリ絵



本町 おでんくんさん

村長室 だより

NO.22



福祉の村を目指して！

letter from Takeshi

「リラクタウン構想計画」の現状と今後の展望

●リラクタウン構想と理念

平成18年9月に策定された「リラクタウン構想計画」は、本村の各種施設に対する村民の期待が多岐にわたっていることから、①道路網や各種施設整備による生活の利便性や下水道・公園の整備による暮らしの快適性の重視、②福祉や保健・医療サービスの充実による安心して健康に暮らせる村づくり、③地域のふれあいや連帯感を大切に、自分にあった生きがいを持ち、健康に年月を重ねられる環境づくりとともに、④村民参画による村づくりを目指すこととして計画されました。

また、基本理念として大切なふるさとの資源である自然環境や景観の保全に取り組み、自然と共生した豊かな農村のイメージを高めることで潤いのある快適な生活・居住環境を創造し、村民や地域がいきいきと輝き続けて人口の定住化が図られる「村民だれもが安心して住み続けることができる村づくり」を進めることとしました。

●リラクタウン構想の3要素

また、本構想は、リ：リラックス(誰もが居住でき、くつろぎと癒

～子どもからお年寄りまで
笑顔と笑い声があふれ、
一人ひとりが輝く村～

しを実感できること、ラ：ライフ(生涯に渡って地域社会と係わりを保ち、生活感あふれる毎日を送れること)、ク：クリエイション(人間の持つ創造性を発揮し、人生に輝きを放つことができること)の3要素からなるリラクタウン構想としています。

●施設計画と事業主体

①設置及び供用予定は、平成21年度を予定)基本構想を実現するために計画された施設の現況は「地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)」「小規模多機能型居宅介護施設(設置)」「いづれも社会福祉法人により設置済」「障がい者自立支援訓練・生活支援施設(障がい者通所授産施設)」「グループホーム」「セラピー農園・栽培農園」「社会福祉法人主体で未設置)」「宅地分譲地」「賃貸住宅分譲地」「更別村主体で設置済)」「公共駐車場」「緑の広場」「地域ふれあい施設」「植樹帯」村主体で未設置)となっています。

●構想理念を継承し計画の再編・実現に向けた一歩を！

構想策定から11年を経た今、法律の改正やさまざまな紆余曲折があったものの、構想の完結には未だ至っていません。村としても早急に空白となっている未設置施設の設定や土地活用を含めたエリアの全体像を描き、リラクタウン構想の理念を継承した計画の再構築へ向けた検証と検討が必要であると考えています。

現在、関係団体、社会福祉法人との協議を精力的に進めているところであり、リラクタウン構想の理念である「村民だれもが安心して住み続けることができる村づくり」に向け、村としても内外に誇れる福祉・医療・介護ゾーンとして、しっかりと第6期の総合計画にも搭載し、早期の実現を図っていく決意であります。

農村環境改善センター 今月の図書室 おすすめ本

NHKスペシャル
新・映像の世紀大全
NHK「真・映像の世紀プロジェクト」編著



膨大なアーカイブスから、約1000点の静止画を抽出して、117のトピックスをモニターにユシしたビジュアルブック。

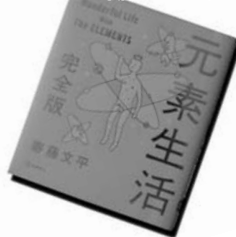
医師をしながら、作家、映画監督、進学塾経営など「独学」で手に入れた和田氏の方法を完全解説します。

勉強したくなった人のための大人の独学法
和田 秀樹/著



メンデレーエルの周期表発見から約150年。118の元素がやっとコンプリート。イキイキ元素の世界を解説。

元素生活 完全版
寄藤 文平/著



戸籍の窓口

希望者のみ掲載

誕生おめでとう

しお だ りん
塩 田 凛 ちゃん
俊 輔・美 幸(曙 町)
あむ むら かん な
岡 村 葉 奈ちゃん
隆 司・春 香(新 栄 町)

お悔やみ申し上げます

飯 沼 カツヨさん 97歳
(上 更 別 区)
岩 崎 ム メさん 90歳
(若 葉 町)
細 澤 己代治さん 87歳
(上 更 別 区)
道 田 光 子さん 86歳
(更 別 区)
森 田 好 美さん 63歳
(更 別 区)
高 畑 直 幸さん 40歳
(東 栄 区)

人のうごき

- 人 口
3,254人(+1人)【内外国人4人】
男1,606人(±0人)【内外国人2人】
女1,648人(+1人)【内外国人2人】
- 世帯数
1,329世帯(+2)【内外国人1世帯】
※6月1日現在。()内は前月比。

地域安全ニュース

- 更別村の交通死亡事故死ゼロ記録
1456日(6月30日現在)
- 交通安全運動のお知らせ
夏の交通安全運動が実施されます
7月11日から20日まで夏の交通安全運動が実施されます。ドライバーのみなさんは安全運転を心がけましょう。また、7月13日は飲酒運転根絶の日となっています。飲酒運転を「しない・させない・許さない」という意識を持ちましょう。



佐藤 さと
平 成 28 年 7 月 28 日 生
楓 くん
柏 町

スラムダンクの流川楓が由来のわが家の楓です♡離乳食をなかなか食べてくれず心配はつきないけどすくすく元気に育っているので安心です。楓ずっと大好きだよ♡
貴之・瑞生

Sarabetsu 広報さらべつ 7月号
Public Relations Sarabetsu 2017 vol. 658

平成29年7月10日発行(vol. 658)
更別村役場 住民生活課
〒089-1595
北海道河西郡更別村字更別

南1線93番地
☎0155(52)2111(代表) ☎0155(52)2812
ホームページ <http://www.sarabetsu.jp/>
Eメール(代表) jyumin@sarabetsu.jp



村内の幼稚園や小学校、中学校などで運動会・体育祭が開催されました。子どもたちの活躍する姿を見ようと駆けつけた保護者や地域のみなさんは頑張る姿を微笑ましく見守っていました。各運動会・体育祭の様子は2・3ページで紹介しています。

表紙の風景